

◎群馬県告示第164号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

令和6年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
72	桐生市相生町三丁目字陣平525番3の一部、540番1の一部、541番1の一部、四丁目306番1の一部、306番2の一部、字女淵221番1の一部、222番1の一部、223番1の一部、223番2の一部、223番11の一部、字池尻226番2の一部及び226番5の一部	令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域